

市町村助成の実施状況について

令和6年4月1日現在

支所名	市町村名	事業名	内訳
津軽支所	青森市	収入保険	保険料の50%（R4年～R6年の責任開始期間で1回限り）
	五所川原市	果樹	掛金の10%（りんご）
		収入保険	保険料の50%
	つがる市	収入保険	保険料の10%（上限10万円）
	平内町	収入保険	保険料の10%
	蓬田村	収入保険	保険料の20%
	鱒ヶ沢町	果樹	掛金の15%（りんご）
		収入保険	保険料の10%（上限10万円）
	板柳町	果樹	掛金の30%総合（りんご、ぶどう）
		収入保険	新規加入者＝保険料の50%、継続加入者＝保険料の10%
鶴田町	果樹	掛金の30%総合（りんご、ぶどう）	
	収入保険	保険料の10%（上限10万円）	
中泊町	収入保険	保険料の10%（上限10万円）	
ひろさき支所	弘前市	果樹	新規加入者の掛金30%以内総合（りんご）
		収入保険	新規加入者＝保険料の50%、継続加入者＝保険料の30%
	黒石市	収入保険	保険料の30%
	平川市	果樹	掛金＋賦課金の20%総合（りんご）
		収入保険	保険料の50%
	西目屋村	果樹	掛金の30%総合（りんご）
		収入保険	保険料の50%
	藤崎町	果樹	掛金＋賦課金の30%総合（りんご、ぶどう、もも）
		園芸施設	掛金＋賦課金の25%
		収入保険	保険料の30%
	大鰐町	果樹	掛金＋賦課金の10%総合（りんご）
		園芸施設	掛金＋賦課金の25%
		収入保険	保険料＋付加保険料の30%
田舎館村	果樹	掛金＋賦課金の20%総合（りんご）	
	園芸施設	掛金＋賦課金の25%	
	収入保険	保険料の30%	
南部支所	十和田市	収入保険	保険料＋賦課金の50%（R5年～R8年の責任開始期間で1回限り） （上限10万円）
	三沢市	収入保険	付加保険料の100%（上限6万円）
	野辺地町	収入保険	保険料＋付加保険料の1年目25%、2年目33%、3年目25%
	七戸町	収入保険	保険料＋付加保険料の50%（一回限り）
	六戸町	収入保険	付加保険料の100%（上限3万円）
	横浜町	水稻	掛金＋賦課金（上限1万円）
		収入保険	保険料＋付加保険料の35%以内
	東北町	収入保険	保険方式のみ 保険料1/4以内、付加保険料100%（上限50万円） 保険方式＋積立方式 保険料2/3以内、付加保険料100%（上限50万円）
	六ヶ所村	収入保険	保険料＋付加保険料の50%（上限50万円）
	東通村	収入保険	保険料＋付加保険料の1/2以内
	三戸町	収入保険	保険料＋付加保険料の25%（上限7万円）
	五戸町	収入保険	保険料＋付加保険料の50%（上限50万円）
	田子町	収入保険	1年目（保険料＋付加保険料1/4以内、上限3万円） 2年目（保険料＋付加保険料3/20以内、上限2万円）2年連続助成
	南部町	果樹	掛金の15% ＊6年度5%、7年度廃止
収入保険		保険料の25%以内の額及び付加保険料の合計額と1万5千円のいずれか低い額 （上限1万5千円）	
計	実施市町村数		収入保険：29 水稻：1 果樹：11 園芸：3